

令和8年1月8日

壁量計算・柱小径等に係る経過措置の終了について

確認審査部・検査部

平素より当協会をご利用いただき、誠にありがとうございます。

1 壁量計算・柱小径等に係る経過措置の終了について

令和7年4月1日に改正建築基準法が施行され、壁量計算、柱小径などに関する基準が見直されました。これに伴い設けられていた経過措置は、令和8年3月31日をもって終了いたします。経過措置を適用するものとして令和8年3月末日までに確認済証の交付を受けた建築物であっても、実際の着工日が令和8年4月1日以降となった場合は、経過措置の適用を受けることができません。このため、十分にご注意いただきますようお願いいたします。

※経過措置の適用が可能な建築物：令和8年3月31日までに着工する建築物で、地階を除く階数が2以下、高さが13m以下かつ軒高が9m以下の木造の建築物（延べ面積が300㎡を超えるものを除く。）

2 経過措置適用の建築物が令和8年4月1日以降に着工した場合の対応

経過措置適用の建築物が令和8年4月1日以降に着工した場合、設計内容を現行の建築基準に適合させるため、変更手続き（軽微変更または計画変更）が必要となります。この変更手続きを、中間検査申請または完了検査申請と同時に行った場合、変更内容の審査に一定の時間を要することや、場合によっては現場の手直しが必要となるおそれがあります。このため、経過措置を適用して確認済証の交付を受けた建築物で、着工が令和8年4月1日以降となる場合は、速やかに（基礎工事に着手する前に）変更手続きを行っていただきますようお願いいたします。

今後とも、確認済証および検査済証の円滑な交付に向け、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。